

厚生文教常任委員会

平成29年6月23日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年6月23日(金) 午前9時31分 開会
午後0時17分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子
副委員長 内野悦子
委員 山本英樹
〃 増田順弘
〃 吉村優子
〃 白石栄一

欠席した委員 委員 西川弥三郎

4. 委員以外の出席議員 議長 西井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 松山善之
教育長 杉澤茂二
市民生活部長 松村昇道
市民生活部理事
兼クリーンセンター所長 木村喜哉
クリーンセンター課長補佐 津本佳成
環境課長 吉村泰祐
〃 補佐 竹内和代
保険課長 森本美起代
〃 補佐 油谷知之
保健福祉部長 巽重人
子育て福祉課長 松浦幸恵
〃 補佐 新澤健嗣
長寿福祉課長
兼いきいきセンター所長 森井敏英
長寿福祉課長補佐 鬼頭卓子
〃 補佐 堀川雅樹

教育部長	和田正彦
教育総務課長	吉井忠
〃 補佐	吉田和裕
学校教育課長	柏井英洋
〃 補佐	吉川勝

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	吉留瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第37号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第38号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第43号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時31分

川村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。市内の田園風景も、本当に田植えがもうほぼ完了したというふうな風景でございます。青さも日に増してきてるといいます。ただ、梅雨はなかなか本格化しない、この週末から来週にかけてはいよいよ大雨になったりするというような、梅雨が始まるということになるということでございますが、本議会もこの委員会を終えましたら、もう半ば過ぎる状況になっておりますけれども、委員の皆様、また理事者の皆様、本当に今体調も壊しやすい折でございますが、この本委員会に全力投球をしていただけますように、どうぞよろしくお願いいたします。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

川村委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき発言されるようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いをいたします。

なお、本日、会議の最後に、6月16日に開催されました厚生文教常任委員会におきまして増田委員より質疑がありましたことについて、理事者側よりご報告を願いますので、委員の皆様にはご承知おきくださいますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第37号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

それでは、私の方から、議第37号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月31日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、教育・保育の受給資格等の確認について改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、教育・保育を受けるに当たって、葛城市の場合、民間の保育所の保育を受ける場合を指すと考えられますが、施設から受給資格等の確認として、支給認定証の提示の求めがあった場合、保護者は必要に応じて支給認定証を提示するものとして、支給認定証の交付を受けていない場合に当たっては、支給認定に係る事項を記載した通知書を提示することにより受給資格等の確認とすることができる改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第8条の改正でございまして、新旧を見比べていただきますと、新の方には、先ほど説明させていただいたように必要に応じてという部分と、それと括弧書きの部分で、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則「平成26年内閣府令第44号第7条第2項に規定する通知」の部分が追加されております。支給認定の発行等に関し、その事務量について自治体の負担となっていることなどから、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針、平成28年12月20日に閣議決定されておりますが、それにより簡略化できるようになったものでございます。なお、施行日は公布の日からとなります。

以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第37号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、若干お伺いをしておきたい、このように思います。

これは国の遵法改正によって定めるものでありますけれども、当然、入所に当たってこの支給認定証が交付されるわけでありまして、それが交付されない、期限に間に合わなかった場合が想定されてるのではないかというふうに思うわけでありまして、どういうケースが頻繁にあってこのような改正に及んだのかという点をまず明らかにしていただきたいということと、それから、支給認定証にかわる支給認定に係る事項を記載した通知書というのは、これは新たに策定されるものなのか、現実にある書類、それを支給認定証にかえて交付するのか、その点もお伺いしておきたいと思います。

川村委員長 子育て福祉課、松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

支給認定書なんですけれども、これは保護者が支給認定申請書というのを提出していただきます。その支給認定申請があったとき、その申請内容が該当すると認めた場合において支給認定証を発行させていただいております。

この支給認定証にかわる通知書なんですけれども、通知書の内容としましては、支給認定保護者の氏名とか、居住地及び生年月日、当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日、交付の年月日と支給年月日、支給認定番号、小学校就学前の子どもの認定区分、保育必要量、支給認定の有効期限、その他必要な事項が明記された保育料決定通知書等が支給認定証にかわるものとなっております。

以上です。

川村委員長 わかりにくい点がありましたので補足説明をお願いします。

松山副市長。

松山副市長 松山でございます。

できるだけ簡潔に申し上げたいと思いますが、まずは、保育所の入所決定をするときに、

そのご家庭が、これは法律上の言い回しとして、保育に欠ける状態があるということを認定いたします。その認定をするのが、従来ここで出てきます支給認定証ですね。これが一番最初の段階として出てくる分でございます。その後、各保育所で入所を決定するときに、どこの保育所に行ってください、それから、その家庭の所得の状況等に応じて入所決定通知というものがまた、これは必ず内容審査をして出てくる書類として存在いたします。

こちらの方、法律上の用語あるいは国の説明として、これにかえることができるというふうなどうしても説明になってしまいますから、ちょっと本質がわかりにくいんですが、実質的には、保育所に入所を決定するときに、必ずその所得の状況も判定をして、ご家庭の状況も判定して、入所決定通知、これは必ず存在するものです。その作業は絶対しないといけないので、そうしますと、その前の段階で支給認定証という作業をわざわざしている。支給認定証はその保育所の入所決定以外はほぼ使わない書類なんですね。この作業をわざわざしていると。ここはちょっとなかなか、これ、きれいな表現しかしていませんので、あえて実質的な内容を申し上げますと、要はその二重のことをやっている。

いきなり判定をして入所決定をしておれば、実質的には保育に欠ける状況から、ご家庭の所得の状況も含めて、保育料の決定に必要な実質的な判定は全てやっていて、しかもその入所決定をした以降、再び支給認定証を見せてという事務は、多分ほぼ起こらないということから、表現はこういう表現になっておりますが、裏を返せば、支給認定証を発行するという事務をしなくても、保育の入所決定の事務をしてもいいですよ、あるいは、もし何らかの状況でその支給認定証に相当するものを見せてほしいという事態がもし生じたときには、それはその入所決定通知書をもってかえても構いませんよと、そういった改正になりますので、これは実質的にはその事務処理を改善して、実質的にその簡素化を図ったという、そういった改正でございまして、保護者の皆様、市民の皆様に何らかのご不便を与える改正の内容ではないということでございます。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 課長並びに副市長の方からもご丁寧にご答弁をいただきました。

これは保護者の入所手続そのものを簡潔にしていく、あるいはまた行政の措置事務そのものを簡潔にしていくために導入をされたというふうに理解をしておきたいというふうに思います。支給決定書の新たな策定をするということではなくて、支給認定に係る事項を記載した通知書というものがつくられて、簡潔に事務処理が行われると、このように受けとめておきたい、このように思います。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第38号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第38号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月31日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されたことに伴い、省令において主任介護支援専門員の更新制の定義がより明確化されたことにより、本条例においても省令と同様の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第4条第1項第3号の部分の改正でありまして、ごらんのように新条文では、介護支援専門員であってという言葉の追加と、それと主任介護支援専門員研修を修了したのものについて、当該主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過したものにあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に同項2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものに限るとするなど、主任介護支援専門員の定義についてより明確なものとし、またそれに伴う附則の改正も行つたものでございます。なお、施行日は公布の日からとなります。

以上でございます。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

増田委員。

増田委員 少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今ご説明いただきました内容については、簡略に言うと専門的な方をきちっと置かなければならないという、介護専門員の位置づけ、こういうふうなことかと思っております。この委員会で昨年九州の方に地域包括支援センターの視察と申しますか、研修に行かせていただきました。それから、以前に担当の職員さんも、有名な和光市に出向きまして、この地域包括支援センターの優良事例等々を議会も理事者側もいろいろと勉強していただいているというふうに思っています。

そういう優良事例を聞かせていただくと、介護保険のいろんな事務に関する仕事と、特に先進的なところについては予防ですね。介護に至らない、要するに今後の高齢者の福祉に対する負担の増加を未然に防ぐと申しますか、そういう取り組みが注目されるところかなというふう非常に感心をいたしました。いろんな高齢者のささいな要望と申しますか、相談事

も、こういうところできちっと対応していくんだよと、こういう内容でございました。

本市の状況を見たり聞いたりいたしますと、とりあえず地域包括支援センターを設置しなければならない的な流れで設置をしておられるということで、先進事例のような取り組みをするには、非常に人材不足と言いますか、そういう状況であって、なかなかわかってるけどできないというようなところも実態としてはあるのかなと。そういう意味では、こういう専門家によってレベルの高い地域包括支援事業を今後進めていただくような、そういうための条例なのかなというふうに思うんですけども。

この場で葛城市の実情、地域包括支援センターの人材の状況が足りてるのか、足りてないのかというような答えができるかどうかはわかりませんが、ちょっと実情について、例えば、非常に事務量が多くて残業も多くなってるよとか、対象となる方々の人数もふえてますし、非常に事務量が大変で、そういう面、困ってると言いますか、その辺の状況について、できることであればお聞かせ願いたいなと思います。

川村委員長 長寿福祉課、森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課、森井です。ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、職員を集めるのには、正規の職員及び嘱託職員、そしてパート職員と、私どもも見ていただいたとおり、たくさんの職員が今おります。それでも不足するというところで、今現在もそういった募集の方は継続して行っている状況でございます。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 大変でしょうねというふうにしか私お答えできないんですけども、課長のご意見はそういうことやと。では、市長、いかがでございますでしょうか。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今回の条例改正につきましては、専門員の研修という、そのカテゴリーを明確にしたということでございます、条例そのものの内容としては変わっておりません。

それと、この条例改正の案とは別として、委員からご指摘いただいております介護保険制度からこれから外れていくであろう部門についての充実性の部分というのは、やはりこれから考えていかないといけないと思います。今回の春の人事配置におきましても、実は高齢福祉という部門につきましては、若干ではございますが、増員させていただいた次第でございます。

ただ、全国いろんな視察に行ってくださいまして、いろんな事象等ございますが、私自身は決して葛城市のその部門について、ほかの自治体と比べまして劣っているという認識は持っておりません。健康増進課ですとか他部門の方々、もしくはボランティアの方々、先人の皆さん方で準備していただきましたゆうあいステーションですとか、各施設の充実性が葛城市の高齢福祉も含めまして、その受け皿として更に活発に活動していただけるという期待を込めて、いろんなところでご協力をお願いしている次第ではございます。

以上でございます。これからまたいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

川村委員長 増田委員。

増田委員 市長からご答弁ありがとうございます。

部署の間での仕事量の多いところ、少ないところの偏りのないような、そういうふうなご配慮をいただけたらなというふうに思います。夜おそくまでされている部署については、この地域包括のことだけを言ってるんじゃないんですけれども、きのうも県会の議会の状況を聞いておきますと、職場での過労死、自殺のお話がありました。余りにも仕事が多すぎて、非常にそういう状況に追い込まれた35歳の職員の話がされております。そういうふうなことになるように、仕事量の適正な人員配置、その辺のところも今後よろしく願いしておきたいと思います。

川村委員長 今回の条例改正は、主任介護支援専門員は5年ごとに研修を受ける更新制の改正という内容でございます。今、増田議員が質問された内容については地域包括支援事業全般についての質問であったかと思いますが、今回の質疑については、改正内容の範疇に含むということで認めたいと思います。

増田委員 はい。

川村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

和田教育部長。

和田教育部長 おはようございます。教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書、まず1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,102万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,302万5,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明

を申し上げます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

まず、6ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金74万5,000円の追加でございます。同じく、5目老人福祉費、13節委託料182万7,000円の追加でございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、7節賃金901万4,000円の追加でございます。

次に、7ページの方でございますが、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、7節賃金119万4,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、8ページの方でございます。8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料で11万5,000円の追加でございます。同じく15節工事請負費で153万4,000円の追加でございます。次に、2項小学校費、2目教育振興費の方でございますが、20節扶助費で118万7,000円の追加でございます。

次に、8款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費では100万円の追加でございます。同じく、2目教育振興費、20節扶助費107万4,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金は19万円の追加でございます。6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金10万1,000円の追加でございます。同じく、2節中学校費補助金5万7,000円の追加でございます。

以上が当委員会の所管に係るものでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいまご説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。それでは、質問に移らせていただきます。

6ページの歳出の第4款衛生費、臨時雇用賃金901万4,000円、この内容をお示しいただきたいと思います。それと、もう一つ、8ページの中学校費の学校管理費の修繕料、この100万円の内容をよろしくお願ひします。

川村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。よろしくお願ひします。

ただいまご質問のありました臨時雇用賃金901万4,000円につきましては、現場作業員が3名及び事務職員1名、計4名の臨時雇用を行うための内容でございます。

以上でございます。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

中学校管理費の修繕費につきまして説明させていただきたいと思います。まず、当初予算といたしまして150万円の予算をいただいておりますが、年度当初から白鳳中学校におきまして、北館普通教室のベランダのサッシの修繕がありました。また、同じく白鳳中学校に

おきまして、高架水槽の配管漏水及びプールからの漏水の修繕が発生しまして、この時点で当初予算のほとんどを充てなければならなくなっていました。

その後において、点検によりまして、白鳳中学校の防火扉の開閉部分の不具合が発生し、修繕に15万円が必要となりました。また、続いて新庄中学校においても、プールから漏水が発生しまして、修繕料に約85万円が必要となりました。このことから合計100万円の追加の予算を要望するものであります。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 新しいクリーンセンターの職員さんですよ。現場職員が3名、それから事務職員1名ということですが、4月に稼働しましたから、それでわかりませんが、新年度予算では全然わからなかったんですね。新しいクリーンセンターを稼働するに当たって、やっぱりシミュレーションもするから、大体のどれぐらいの作業員が要ってとかいうのはわかると思うんですよ。特に作業員3名分ですよ。かなりの人数がふえてますし、事務職員ももともといる事務職員では足りないということになるんですか。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、中学校費の方ですけど、この中で、両方ともプールの漏水というのがあるんですけど、これは今、プールの授業も始まっていると思うんですけど、それには影響ないんですか。今はいけてるということですか。

川村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 ただいまのご質問でございますが、本年4月からクリーンセンターが稼働する中で、ごみの持ち込みに伴いまして、分別する場所への誘導や、また誘導後の仕分け作業等に人員の確保が必要になり、安全な作業を行うためにも、現場作業員3名を雇用したいということでございます。また、事務職員についてでございますが、大型ごみ等のリクエストの収集の受け付け業務のサポート等、また調査や報告事項、また庶務の補助を行っていただくためのものがございます。

以上でございます。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

白鳳中学校のプールにおきましては、問題なく現在も使用しております。また、新庄中学校におきましても問題なく使用しておりますが、応急処置をしておりますので、今後完全な修理に取りかかっていると思います。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 学校費の方、応急処置ということは、これは夏休み中に終わるのかな。それだけ、後でまた教えてください。

クリーンセンターの方ですけど、やってみて改めてわかったということでしょうけども、先ほどの増田委員の話ではないですけども、各部署偏りのないようということ、ほか

の部署でもやっぱり足りないというお声もあると思うんですよ。それをここだけをふやすという、その判断に至ったというのは、やっぱりほかのところの不足というのは解消はされるといえることですか。これは市長にちょっとお伺いしておきたいと思います。

川村委員長 もう3回目ですけれども、市長、お答えいただくんやったら許可します。

阿古市長 ご心配、本当にありがとうございます。クリーンセンターにつきましては、実施される期日に間に合うようにと、工事も含めまして、人員配置の方も一定の期間をおきまして検討されてきました。ただ、その2つのクリーンセンターが1つになることによりまして、当初予想されていたこととは違うような、やはり仕事量であったりとか、問題がございます。

人員につきましても、委託業務が旧町の段階で違っておきまして、新市になっても業務形態が変わっておりました。それと、もう一つは汲み取りの方も実はそうでございます。その中の変化に全て対応された人事配置にはなっていなかったというのが、正直この時期に補正予算を組まざるを得なかった理由でございます。

稼働して、まだ数カ月でなぜそうなるのだということでもございましたら、やはりその辺の分析の見込みが甘かったとしか言えないと思いますが、実務に沿った形でスムーズな運営を考えると、今回、短期間ではございますが、補正予算を組まざるを得ないという判断をいたしました。以上でございます。

それと、これとはまた別の話として、各部署の人事配置等ご心配いただいております。まさに私も心配しているところでございます。限られた人数の中でどう配置するのかということ、それと、やはり職員さん、一人ひとりの職員さんの例えばキャリアでありますとかも含めまして、ある一定の職種というのは、やはり経験が必要となってくる部署というのはかなりございます。単純に人数だけでは考えられない、そういうような部分を含めた中でやはり人員配置ということには努めたのですが、若干やっぱり気にする課が正直なことを言ってございます。その辺のやはり残業時間の検討も含めまして、修正をどの時期にかけていくのかということは考えております。

何分そういう資格が要る職種というのは、ハローワーク等でアルバイト募集は実はかけてるんですけど、なかなかその人材が見つからないということでもございますので、そういうふうなことも検討いたしまして、これからどう修正をかけていくかということは常々考えていく所存でございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員、さっきの中学校のプールの応急処置で夏休みに間に合うのかという答弁、これだけ聞いておきましょうか。

吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

吉村委員おっしゃるとおり、夏休みの方で対応していきたいと思っております。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 おはようございます。ページ数が8ページ、1目15節工事請負費の内容と小学校費と

中学校費の20節扶助費の要保護・準要保護児童援助費と、その下の特殊教育就学奨励費の内容についてお願いします。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまの質問についてお答えさせていただきたいと思います。

小学校管理費の工事請負費についてでございますが、こちらにつきましては、旧新庄給食センター跡地につきまして、幼稚園・小学校等送迎車の臨時乗降場として使用させていただくために、フェンスの設置及び地盤の造成工事に係る予算でございます。

以上でございます。

川村委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。

要保護児童生徒援助費の方でございますが、4月1日に改定されましたところでございますが、当初予算におきましては反映されておりませんでした。といいますのが、1月30日付で改定見込みであることが判明いたしました。が、予算の最終締め切りが1月27日のため、当初予算には反映しておりません。このようなことから、今回補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、新入学生徒学用品等の単価引き上げ、これにつきまして2万470円を4万600円に増額する分が87万6,790円、それから、就学援助制度・特殊教育就学援助費、単価引き上げ分が1万235円を2万300円に増額する分、こちらが30万9,505円でございます。それから、中学校教育振興費の方でございますが、こちらの方も同じく新入学児童生徒学用品等単価引き上げが2万3,550円を4万7,400円、額といたしまして89万9,995円、就学援助制度・特殊教育就学奨励費、こちらの方の単価引き上げが1万1,775円を2万3,400円、こちらの方が17万3,360円。

以上が内容でございます。

川村委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。この工事請負費の給食センターを、新庄の跡地に駐車場を整備していただくということで、本当にこの場所は、園児が下校また登校する時間というのは車がすごく並んで、ご近所のお母様方から、本当に危ないというお声をたくさんいただいてたんです。もう先生もずっと立たれて園児の安全を見守っていたというのが現状でありました。そんな中で、今こうやって一旦車で送ってきたお母様方の車がそこで乗り降りができる場所をつくっていただくということでございます。

そういうお母さん方の声もいただいて、それが予算化できたということは、本当に評価をいたすところでございます。

それと、要保護・準要保護の就学援助の件なんですけども、過日、私の方で一般質問をさせていただきました。早速葛城市においては、この平成29年度入学の1年生の方に、このように補正予算をとっていただいて支給がされるということは、本当にありがたいことやなど、そのように思うところでございます。

それと、以前から言わせていただいていた入学前の支給についての要綱改正についてでございます。

平成29年度のこれらの援助費や就学奨励費は、単価を倍額にして1学期が終わったこの8月に支給されると思いますが、ランドセルや制服などについては、小学校や中学校の入学する前に購入が必要になるものであります。

そんな中、現行制度では、学齢児または学齢生徒とされていたものを、今回、3月31日に国では就学前の学齢生徒に改正が行われたということでございます。

ことにより、葛城市においても、平成30年度から入学前に支給ができないものかということをご一般質問させていただきました。

回答としては、他市の状況を見ながら検討するというお答えをいただきましたが、1年生が入学する前に、この支給システムを改修して平成30年度から入学前に支給ができるように再度、市長のご所見をお伺いしたい。よろしくお願いいたします。

川村委員長 内野副委員長、この入学前の支給については一般質問で市長が答えていると思いますが、つけ加えてお答えいただくようでしたら。

阿古市長。

阿古市長 本来でしたら教育委員会の方が答えるのかどうか、微妙な問題かなと思うんですけども、委員長のおっしゃるように、一般質問で私、答えさせていただいておりますので、もう気持ちというのは、その一般質問のときにお話させていただいております。その申し上げたとおりの返答に沿って、いろいろと研究をしていきたいという思いでございます。それ以上の答弁というのは、あの時点でもう正直にお答えさせていただいておりますので、それ以上のことは申し上げられないというか、研究・検討を重ねるようという指示は、当然教育長の方からしていただけるといふ具合に理解しております。

以上でございます。

川村委員長 内野副委員長。

内野副委員長 本当に他市町村はできているところもあるということで、本当に葛城市ができないということは、非常に私、残念やなって。でも、できないと今決める必要もないし、今年度何とかいろいろと考えていただいて、何とか来年の1年生が入学する前にランドセルまた制服等が購入できるようによろしくお願いいたしますということと、この特例教育就学奨励費の対象者の方も、このプラスして補助がいただけるというふうに理解しておきます。どうかよろしくお願いいたします。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 内野副委員長からの非常に評価のお言葉を賜りましたので、逆に正確にお伝えをしておかなければならないという項目でございます。新庄小学校のフェンスの件でございます。まずは、その送迎については、これはあえて言うまでもないかもしれませんが、お車ではご遠慮願いたい、この方針は変えておりません。その上で、事実として、いろんな事情の重なりで車を使われるご家庭もあると、現実として車がいっぱいあるということ踏まえての対応でございますが、もともと、現場もごらんいただいたらまたよくわかるかもしれませんが、

給食センターは解体をいたしました。それから、その西側に道路工事の方も、その部分については両方とも市有地ではありますが、所管を教育委員会から建設の方に変えまして、その道路用地として一部は確保したところでございます。

そういったことで、今、その道路の境界がよく現場ではわからない形で、いわゆる更地状態になっていると。そのまま放置しておきまして、さらにその現実としての車のご送迎の方もいらっしゃる中で、何らかの意匠をしないと、今の児童あるいは園児に危険が及んではいけないということで、今も仮設的にコーンを置いたりはしてるんですが、そこをもう少し、余り費用をかけない範囲でフェンスを一旦させていただこうと。

ですので、道路工事も完成した暁には、もっときちっとした意匠になると思いますが、今の現状の中で安全確保という観点から、最小限のその予算措置で対応させていただくというのが現状でございます、恒久的な措置であるかどうかというのは、これからのまたご議論かと存じますので、そのあたりを確認ということで説明させていただきました。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 今のお答えを、私、次に聞こうかなと思ってたんですよ。1つは、ちょっとここでこの説明をしていただくには資料に乏しすぎるのかなと。できましたら位置図といいますか、どの部分をフェンスしてなのか。と言いますのは、今、副市長がご説明いただきましたように、以前に私もちょっとお尋ねをして、ご返答いただいた中道諸鉾線の手狭な部分といいますか、お寺の前の部分、その辺の工事も早急にとりかかる、給食センター解体後はあそこの拡幅をするんだという話が、先に私どもの耳に入っておりました。それが、先に仮の駐車場というふうなことになってたので、ちょっとおかしいよねということです。私のイメージでは、先に道の線引きをした後に、余ってるところからこっちは予定外のエリアやということを、何か地図上ででも資料としていただけたらわかりやすいかなというふうに思います。

それと、もう一つは、副市長、非常に慎重にお答えされたのはすごくわかります。なぜかという、このような学校周辺の車の停滞というのは、本来やるべきといいますか、登下校を車で送迎するという想定してない、もしくはルール違反であるということをも十分頭に入れた今の処置やと。どういうことかという、ほかの学校周辺においての道路状況も同じように危険な状態にあると、車のとめるスペースもない、学校の先生の車の駐車すらできない状況にあるという中で、新庄小学校周辺については、たまたま給食センターを解体した更地状態の土地を有効に使うというふうな一時的な処置と、私はそういうふうに解釈してるので、今の副市長のお答えもそうやというふうに理解してますので、できましたら、この工事の設計というか図面ですね、できれば見せていただきたいのが1つ。

それから、先ほどの塵芥処理費の賃金については、これはスタートしなければわからなかった、これは当然予測できない、やっぱり持ち込みの量であったり、大型ごみの問題である。これは既に説明願ったわけですが、この機会やからちょっとお聞かせ願いたい。一昨年までは、2つのクリーンセンターを稼動して、市内の3万7,000人のごみを収集処理していただいていたと。それが1カ所になったと。これは当然2カ所を1カ所にするもののメリットとい

うのは、人員の配置、要員数にも成果として出てきてるのかなど。2つあったときの人数から見て、このぐらいに変わってる、減ってくる、もしくはこういう状況やということが、参考としてわかればありがたいんですけどもね。

川村委員長 阿古市長、地図を、今準備できないですか。

阿古市長 今すぐは、ちょっと地図がないものですから時間がかかると思います。

それで、給食センターの跡地を駐車場利用するという事は事実なんです。ただ、その境界線をどうするのかという議論の中で、中道諸楯線も道路沿いの部分、若干西の部分が何メートルかかかるんですね。そやけども、そこの部分を含めて、一時的に駐車場として使うという考え方で、仮にフェンスで安全確保しましょうということが今回の補正予算なんですけども、委員ご指摘のこの中道諸楯線の境界線というのは、ちょっといびつな形で曲がっております。それで、その状態でいきますと、実は小学校の校舎を一部、西側の校舎をなくすという前提で実はもう事業そのものが過去において進んできておりますので。

ただ、今、現状を見ておりますと、小学校の教室が空き教室があるかといいますとそうではない状況がございますので、今、これはまだ検討課題という形で、いろんなところに調整をかけている話なんですけども、お寺さんに協力していただけないかというお話をしておる段階でございます。ですから、これは公になかなかまだ発表できる段階ではございませんので、ただ、この委員会の席でご質問ございましたので、考え方としては、もうちょっと柔軟な考え方の中での法線の変更を考えたいなという思いでございますので。それによりまして、また今言うてる駐車場の部分の状況も変わってくるのかなと思いますので。

図面の方は後ほどできましたら、委員皆さん方に配付させていただくということでご了解いただけたらなと思います。

以上でございます。

川村委員長 今、増田委員の方から申し出がありました地図、図面を出せるということですので、後日にその図面を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。

ただいま増田委員のご質問でございますが、旧新庄の方の体制を申し上げますと、平成28年度までは、ごみ班が5班、し尿班が3班、1車につき3名乗車の中で、それぞれ職員が2名とアルバイトが1名で収集の方を行っておりました。それが平成29年度になりまして、ごみにつきまして、ごみ収集が5班で職員がそれぞれ3名ずつ乗車をしております。

旧當麻の方なんですけども、ごみ班につきましては2班で、これは委託をしておりました。それと、資源ごみ班につきまして、3班で、職員が4名とアルバイトが5名で、9名で資源ごみを収集しておりました。それが平成29年度で、ごみの収集については委託でございますので同じ内容でございますが、資源ごみを収集しておりました職員4名につきましては、計量棟の受け付けなり、プラットフォーム内の先ほど申しましたような誘導なり案内なりをしております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 場所は後から地図でいただくということで、ありがとうございます。私もそう思いますわ。あのお寺のご協力があったら、一番スムーズにきれいにすかっとなるのかなど。その辺のところの今後のお寺さん、両者のいろんな話し合いをしっかりとさせていただいて、ベターな方法を選んでいただけたらありがたい。

少し、先ほど私、お話したのは、要らなくなった給食センターを壊して空きスペースができたので、仮の駐車場を暫定的につくる、有効に使うと。一方、當麻の給食センターも、あれを今後有効に活用するのか、もう今後は何らかの施設に取壊して建替えるというふうなことなのか。当初に聞いてると、老朽化も進んでいるので、汎用性はないので取壊すというふうなことかと思います。となれば、取壊して、ちょっと臨時的にあそこも更地にしたいなら有効な活用もできるのかなど、そういうふうなことも若干感じるわけでございますけれども、その辺のお考えを再度お尋ねします。

それから、結論的に、ちょっともう木村理事に聞いておきたい。人数をいろいろと比較していただいた。2個が1個になって、職員もしくは賃金のコストダウン化を図れたけども、予測をしていたほど図れなかったというふうに、具体的に人数比較ではちょっと私、わからんから、コスト的に、当然2つを1個にすることによるメリットというのは、いろんな光熱費の部分の負担も軽くなったでしょうし、人力的なコスト低減にもつながったのかなど。今後のファシリティマネジメントは、まさしくそういうことを狙って、余分な今後の維持管理コストを下げるんだというふうな考え方であれば、当然ここにもそういうことが反映してるというふうに思うんです。

ここの臨時雇用の賃金の900万円のことにしてから逸脱して、委員長にはご迷惑をかけてることは十分承知の上で、ちょっとそこのところだけ、もう一度、コストダウンはしてるということだけ確認をしておきたいなというふうに思います。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 木村理事ご指名をいただきましたが、2点ございました質問、両方まとめてご回答させていただきますと思います。

まずは、コストダウンそのものにつきましては、ちょっと決算の状況も見て、またその上で正確な数字等をご報告させていただけるかと存じますが、まずは人員といたしましては、先ほど木村理事からの説明と重複する部分もございますが、旧の新庄、當麻で、いわゆるその常勤職員が収集に携わっていた常勤職員、この常勤職員だけで収集業務が回るだろうということで、日々雇用の職員抜きにして、一旦回す体制を当初予算で想定をして組みました。

どの部分が足りないという、その判断になったかと申しますのは、クリーンセンターの中の収集ピットの部分については、これはもちろん設計上はその安全管理にも十分配慮しながら設計もされていますので、ここは無人のままでも、パッカー車が入ってきて、ごみの焼却炉にざっとごみを空ける部分の車の出入りの部分、この部分については、当初は特に人員を配置しなくてもいけるのじゃないかというふうな予測のもとに、そういう想定のもとに一旦は人員体制を組んだんですが、やはり時間的な問題、集中して車が出入りするところ、ある

いは実際の車の動線、いろんなことを考えますと、やはり、バックするときどこまでバックして、越えて、とまってとか、いろんなピットの安全管理についても人員を配置すべきではないかと。

これはやはりちょっと済みませんが、実際に稼働しながら、現場を再度見ながら、やっぱりそういった人員配置が必要であるということと、それから、そもそもほかの部門も同じですが、限られた職員を配置する中で、事務所の事務要員につきまして、特に稼働の当初、いろんな問い合わせの対応も含めて、やはり不十分な対応しかできていないと、実際厳しいご意見もいろいろ賜っていたところですので、そのあたりについての対応、少なくとも事務所を留守にしないといったことも含めて、そこについてもスタッフも要るであろうと。そういったことから、当初、これは市長の方からも、見積もりが甘かった部分であると市長の方もご説明申し上げましたけれども、その部分をわかった時点で解消していこうということで、それぞれ臨時職員を入れていくものでございます。

したがいまして、現時点でも、昨年度から比べますと、臨時職員の数自体は、その部分だけで申し上げますと少ないとは思いますが、そもそも新しい施設でいろんなところに、ランニングにもお金もかかっているところも逆にあるかと思っておりますので、総合的な判断というのは、また決算を見ながらしっかりと分析をしてご報告をしたいと思っております。

それから、旧當麻の方の給食センターの件でございますが、こちらにつきましては、山本委員からも再三にわたり、3月議会も含めて、いろいろご心配もいただいて、ご質問もいただいているところでありまして、それに対して、学童保育施設とそれから幼稚園両方の件でどうしていくかということでご答弁申し上げているところですが、磐城小学校のいわゆる北の西の端に旧の給食センターがございます。こちらについては、まずこれは解体をすると。解体をした上で、学童保育施設については、どういったレイアウトでやるのが一番いいのかという、いわゆる基本設計部分までを含めた形の委託。これはもう昨年度の保健福祉部所管の予算で執行させていただいております。

その中で、まずは学童保育施設をどの場所に配置するか。現在は西の方から言いますと給食センターがあって、防災倉庫を挟んで児童館があって、幼稚園と学童で両方で共用させていただいている1棟となっている木造の、一番いわゆる課題と言っていたりリズム室につながって、幼稚園の園舎があるという順番に並んでおりますが、まずはその学童の部分を給食センターの解体をした跡地も含めた中で、できるだけ有効利用ができるように配置をして建設していくと。

その後でございますので、当然検討の中では、これも送迎の駐車を認めるかどうかは別といたしまして、学校開放その他で学校に実際にご用事があってお車でいらっしゃる方、多数いらっしゃるでしょうから、屋外の駐車スペースもできる限りとるという形で、そういった検討を、これはベースの部分については、昨年度の委託料でさせていただいたところがございます。引き続き、全体のレイアウトについて、どういう形でやっていくかということにつきましては、あわせてその中で、できるだけその敷地の有効利用できるという観点から検討をしていきたいと思っております、これはあくまで新庄小学校の給食センターに絡んだ話

としてのご質問でございましたので、あくまでその給食センターの跡地の関連ということでご答弁を申し上げます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。決算しないと比較検討できないということでございますけれども、私は恐らく、2つを1つにしてコストダウン化をされたけども、ちょっと足らんかったということで、今回の臨時雇用賃金の補正を組まれたと、こういうふうに解釈をしておきたいというふうに思います。最終的な比較結果は、今後の決算の段階でご判断をさせていただきたいと思います。

それから、當麻給食センターは、今おっしゃられたように、今回の補正予算との直接関連はないのでという、ちょっとサービスしてそこまでの今後の計画もご説明をいただきましたけども、私、再利用の見込みのない施設であれば、新庄も取壊し當麻も取壊しをする、そういう同じスタンスで、もう必要のない施設の早期解体を進めていただけることの方が、いつまでも不要な施設を放置するというふうなことに、市民の方から見ると、不要な建物であれば早く取壊しすべきだと言われる。今おっしゃられたように、それやったらちょっとの間でも、今後の計画もありますけど、新庄のように有効な活用方法もあるのになど、そういう思いもされてるかと思しますので、お尋ねをしまして申しわけございません。今後よろしく願い申し上げます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について、若干の質疑を行っておきたいと思っております。それぞれ各委員がご質問され明らかになった部分、詳しくご説明いただいた部分がありますけれども、関連も含めて改めてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

まず、歳出の事項別明細書6ページであります。3款民生費、5目老人福祉費の委託料、介護保険システム改良委託料182万7,000円で増額補正をしております。これは当然、当初予算ゼロでしたから、国庫支出金もゼロだったということになるわけでありましてけれども、この補正予算の財源の内訳を見ますと、19万円が計上されているということでもあります。当初予算でシステム委託料を想定しないわけですから、これは当然なんですけれども、この182万7,000円を計上された段階において、私はこれまでのシステム改良事業の国の補助の状況を見ますと、2分の1が少なくともされていたというふうに認識をしております。

これ自身も、介護保険が平成12年度に導入されてから、もう改定、改定で、本当に目まぐるしく変わってきて、そのためにシステム変更が何度もやられ、本当に市としては大きな負担として2分の1という形で出てきています。本来ならば国の都合で改定されてきているわけでありまして、全てについて国が負担をするということになるのが本当だというふうに思います。しかし、残念なことに、この間、2分の1になっているわけでありましてけれども、これは2分の1に当たるその91万3,000円については、これは後日において補正をされる、

こういう理解でよろしいですね。そして、この19万円についてはどういう内容のものなのか、また、このシステム改修に対するご所見がありましたらお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、関連質問で、余りもうしつこくすると長くなりますのであれですけれども、4款衛生費、2目塵芥処理費、吉村委員並びに増田委員がご質問をいたしました。当初予算においては、清掃総務費あるいは塵芥処理費、し尿処理費において、おおむね1億円弱、9,400万円ぐらいの歳出の削減になっていたというふうに私は記憶をしているわけでありませうけれども、額的には非常に当初予算では1億円近い経費削減になったと。これは2つあるものが1つになることによつてのメリットなのか、あるいは、このし尿処理、市内の新庄地域のし尿処理を業務委託で出して、その分で経費の削減をされたのか、そういうことはまだ点検できていないですけども、しかし人員の点ということからしたら、本当に変わってないんですね。

ちょっと機会があつて数字を見てみたんですけども、平成21年は新庄が18人、當麻が8人でした。ですから、合わせて26人の人員がいたと。これは各年度の4月1日に辞令交付したときのその人数ですから、これが正確だということではありません。平成25年度がどうなっているかという、新庄が20人、當麻が6人、合わせて26人ということなんですね。そして、この平成29年度については、新しいクリーンセンターがオープンして初年度でありますけれども、一応現場で20人、そして事務方で4人、合わせて24人でスタートをするというこの人事になっているわけでありませう。人員にしても、平成21年度比で2人減っている。平成25年比で2人減っているとなっている。ですけども、しかし、実際にこのたびの補正予算において、現場要員が3人、事務要員が1人ふえて、28人体制という形になっているわけで、実質的に、やはり平成21年比でも2人ふえてると、こういうことになるんですね。

しかし、ご説明のように、予期しなかつた事務とか作業がやはりこの初期段階で起こつたということで、一定の増員はやむを得ないと思ひますけども、これは予期しなかつたことで、その予期しなかつたことが恒常的にその事務として、作業として残るといふことであれば、これはちょっとただけな話なんですね。これはあくまでも平成29年度あるいは平成30年度という限られた期間の中での、やはり人員増員だといふふうに私は理解をしているわけでありませうけども、そのように理解をしてよろしいのかどうか、その点だけお伺いしておきたい、このように思ひます。

それから、先に7ページの8款教育費の事務局費の報償費、嘱託員報酬が278万5,000円減額されております。その下に、7節賃金があります。119万4,000円、これは嘱託員の報酬といふのは、これは所管が総務建設なのであれなんですけども、この嘱託員の報酬と臨時雇用賃金といふのは、これは関係のある予算措置なのか。この点を確認しておきたいと思ひます。

あとはまた若干ありますけれども、3つですので、これだけにしておきたいと思ひます。

川村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課、森井です。

介護保険のシステム改修委託料につきまして回答させていただきます。この委託料につき

ましては、昨年12月補正におきまして216万2,000円を計上させていただきました。ところが、今回それが全て使うことができませんでして、不用額としまして、平成28年度188万1,200円を不用額とさせていただいたものを、もう一度この6月に出させていただいているものでございます。それと、システム改修の中身につきましては、12月補正のときにもご説明してるかと思いますが、所得の内容についての改正の部分になってまいります。

あと、歳入につきましては、この12月補正のときには2分の1の補助というふうにご回答していたかと思いますが、上限を設けられてしまっていて、12月の議会中に事務連絡で来ました上限が66万円という回答が出てきております。平成28年中には実際支出した金額は28万800円でしたので、その分の半額14万円を先にいただいて、それと66万円の2分の1の数字から差し引きますと、今回、残額19万円が歳入という形で予算化させていただいております。

以上です。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

事務局費の臨時雇用賃金につきましてご説明させていただきたいと思います。こちらの方は、教育総務課におります、もともと嘱託職員として勤務しておりました者が、事情によりまして本年度からは臨時雇用職員として雇用することとなりましたので、当初は人事課の嘱託職員の予算で計上しておりましたが、今回、臨時雇用職員として今回補正を要求させていただきますので、同じところの事務局費の嘱託職員報酬を同時に減額していただくというもので、関連性のあるものでございます。

以上でございます。

川村委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 ただいまの白石委員のご質問ですが、平成29年度、こういう合計28人であるということになるんですけども、今年1年、こういう状況で運営なり、状況を見させていただいた後、来年度以降に向けまして、またよりよい方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所長あるいは課長からご答弁をいただきました。

介護保険システム改修委託料、これについては、去年の12月に段階で補正された分が、今、19万円という形でここへ出てきているということであるわけですね。しかも、お伺いしたところ、この2分の1の補助そのものも、多分政府は、国は予算の範囲内というような形で上限を設けて、この2分の1に満たない額を補助する、こういう形になってきている。しかし、葛城市の場合は、予算の範囲内でこの委託料を削って事業ができる、こういうことにはならないでしょう。できるんですか。

(発言する者あり)

白石委員 そんなことは、できませんね。これは本当に、国は国保のシステム改修も何でもそうです

けども、そういう形で地方に対する超過負担をやっぱりかけてきているということですね。これは少額とはいえ、やはり重要な、大変な問題だというふうに思います。私は、そういう点では、市長会等で、国に少なくとも決められている2分の1は最低限やっぱり確保されるべきだというふうに思います。この間、システム改修はもう本当に毎年に近いぐらいやられているわけですね。この点は、理事者の方から一言ご見解をお聞きしておきたいと、このように思います。

教育費の2目事務局費、報酬並びに賃金については、内容についてはよくわかりましたけれども、これはやむを得ないものだというふうに思います。一旦これで置いておきたいと思います。ご答弁よろしくお願ひします。

川村委員長 市長、答えていただけますか。

阿古市長 全般的な考え方もよろしいんですかね。今回のこの高齢者のシステム改修の件だけじゃなくて、どうも全般的な考え方を聞きなような思いがありますので。

例えば制度を変えるに当たってのシステム改修については、やはり全額国費でやっていただくというのが、私は好ましいんだと思います。ただ、現実を考えると、全てそれで賄える、システム改修が全て対応できるのかということとできないということは、これはやはり一自治体が訴えるという形ではなかなか難しい話かと思ひますが、やはりこれは地方から国に対して要求していかないと変わらないという思いがあります。実際問題として、じゃあ、具体的にということでありますと、やはり市長会等でまたいろんな議論をする中で、そういうことは伝えていきたいなと思ひます。現状としては、今、国から持ってきている制度、もう補助割が決まっておりますので、それを具体的に地方自治体でどうすることもできないというのが実情です。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 もう質問はできないわけでありましますが、とにかくシステム改修については、これはもう本当に全般的な問題ですね。総務省は当初どう言ってたか。いわゆるこの地方自治体の電算化に伴い、システムの作成とか修正、こういうことについて、非常に費用負担がかかると、業者言いなりのことでやってるといふようなことで、総務省自身が点検チェックをして、みずからがそういう能力をつけなさい、見直しなさいと、こういうふうに出てきたわけでありましますが、これがどういう意図であったのかというのは今垣間見れるわけでありまします。どんどん、マイナンバーを含めて国民そのものがデータよって一括管理されるみたいな状況になる中で、こういうシステム改修というのはこれからどんどんふえてくる、市長が言われるとおりだと思ひます。

しかし、やはり地方6団体がやっぱり声を上げていかないと変わりません。合併特例債の延伸、あるいは交付税の一本算定の緩和、こういうことも地方団体が声を上げて、初めて合併特例債の適用期限が5年延長された。あるいは、一本算定の中身についても、葛城市は当初5億円の減額になるという予想をされたものが2億8,000万円までやはり下がってきた。そういう経過があるわけでありましますから、ぜひ市長会を先頭に、地方団体が声を上げていた

だいて、それぞれの市町村にとってはそんなに大きなお金ではないけれども、合わせれば非常に大きくなるということで、ぜひお願いをしておきたい、このように思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 先ほどのクリーンセンターの今年度見て、来年度の決算で検討という話ですけれども、新しい仕事をするに当たっては事務的にも煩雑になりますし、慣れた職員の方も辞められてますので、そういうこともありましたし、それと市民の方も分別で慣れない中で問い合わせもかなり多かったと思うんですね。だから、それが慣れた時点で事務の方も落ち着くかなというふうにも思いますので、その点、よく検討していただいて、来年度考えていただきたいということ。

それと、當麻の給食センターの跡地の駐車場の件ですけれども、確かに一般の方も、副市長のおっしゃったように、私らも行っても、前のJAのところにとめさせてもらったりとか、なかったんですけど、もともと職員や学童保育の指導員の方の車も十分にとめるところがなかったのが現実ですので、その点も考えて設計の方をお願いしたいと思います。

川村委員長 要望だけでよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の8ページであります。2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料、意思疎通支援委託料11万5,000円計上されております。これについては、学校行事における手話通訳を採用して、視聴覚の障害あるそういう児童に対してそういう措置をされたというふうに伺っておりますけれども、実際のこの学校行事の内容、その点について、どのような規模で行われるのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、小学校費の2目教育振興費、20節扶助費、さらに中学校費の2目教育振興費の扶助費、いずれも要保護・準要保護児童援助費、特殊教育就学援助費についてであります。この件については、内野副委員長が一般質問に引き続いて、その就学援助費の見直しの点と、それから新入学で中学校入学、小学校入学の前の前倒しをして、この就学援助費を支給すべきだという、こういう話がありましたけれども、この点について改めてお伺いをしておきたい、こういうふうに思います。

国は、平成29年3月31日に、各都道府県教育委員会教育長宛に文科省の初等中等教育長が、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について通知を発しております。この通知はもちろんのこと、就学援助費の支給額の見直しとあわせて、このように書いてあります。また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品等を国庫補助対象にできるよう、要保護児童援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部を別添2のとおり改正をしましたという形で通知をされているんですね。

今申しましたこの別添2を含めて、入学する年度の前に新入学児童生徒学用品等を支給

する、こういう国の制度の改正とあわせて解説をしているわけでありませうけれども、これをどのような内容なのかお伺いしておきたい、このように思います。

川村委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いします。

意思疎通の方の内容でございますが、授業参観、学級懇談会などの通訳ということで6回、それと、教育の講演会等の行事におきまして4回、計10回分を見込んでおります。

その積算の方につきましては、手話通訳等派遣業務委託契約というのが社会福祉課の方で結んでおられますのがございましたので、そちらの単価、1時間当たり3,500円、それと交通費1,000円、3時間相当ということで見込んでおります。

川村委員長 1万1,500円の10回分ですね。

次の質問の答弁を。

柏井課長。

柏井学校教育課長 平成29年度の保護児童生徒援助費の補助金、文科省からの通知によります補助要綱の要旨でございますが、具体的な改正内容といたしまして、補助要綱第2条、補助の目的というところで、補助の対象者である市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者について、就学予定者の保護者を加え、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒もしくは就学予定者の保護者ということで、対象を入学前の保護者も対象に入れられるように改正されたところでございます。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 私もこの3月の定例会予算議会の中で、小学校や中学校に入学する前に、やはり新入学の場合に非常に制服にしても学用品にしても新たな負担がふえるわけで、それらが当然入学前にそろえなければならないというような状況をやはり解決をすべきだと、先例地も含めてご紹介をいたしましたけれどもね。とにかく所得の補足が困難であるというふうなことをあわせて、今後検討をするというふうな内容が、内野委員の一般質問の中でもそういう答えが返ってきております。

もう既に国は法律上、要綱上は、中学校については、これは6年間児童でしたから、その中身は把握できるわけで、法律上は中学校1年生になる人は、就学前にこの就学援助費を受けとれる法的根拠があるわけですね。児童ですから。しかし、小学校1年生になるためには、法律上、要綱上はそれらを支給する、受け取れるという根拠がなかった。ですから、そこへ、柏井課長が改正の内容についてお答えいただきました就学予定者という形で、要綱の中に国はきちっと入れてきているわけですね。これはこの3月31日付で発せられているわけでありませう。

これはやはり早急に、具体的な制度の改革変更について取り組んでいただきたい。しかし、こういう所得補償という点で、他の市町村はどんな工夫をしてやってるかということいろいろ聞いてみましたら、確かに平成29年度で新たに小学生、中学生になる方についての所得の補足というのが、前年度の所得を補足しなければならないですから、これはもうできませ

ん。これは市長の言われるとおりになんです。しかし、どういう工夫、発想でやってるかというのと、もう平成29年度じゃなくて、平成28年度の予算で処置をしてるんですね。

だから、平成28年度2月1日現在で、新たに小学校、中学校へ入学する児童生徒を把握し、就学前の子どもを把握し、そして、平成27年度の所得をもって、これは確認できるわけですから、それをもって3月1日にはもう学用品、制服等代を支給すると、こういう形でやってるんですね。ああなるほどと。もう既に平成29年度はそれは通年どおりにやらざるを得ないんですけども、次の平成30年度には、国の要綱がきちっと支出根拠ができましたし、そういう予算上の手続きさえ考えていけばできるのではないかというふうに思うわけですが、改めてご所見をお伺いしておきたいと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 委員ご指摘のとおりでございまして、前々年度の所得を基準に支給をするという手続に具体的にはなるということも理解しております。ただ、一般質問の中でもお答えさせていただいたんですけども、それを前々年度でいくと、どのような誤差といいますか、どういう問題点が出てくるのかというのは、私は研究の余地があるのではないかという思いでございまして。ただ、制度の趣旨等は非常に理解しておりますので、誤差についての許容範囲をどう考えるのかということに最終的にはなるのかという気持ちではおります。

ただ、何と申しますか、私は行政の本来の仕事というのは、その曖昧さを残してはいけないという中の葛藤かなという気もし出しております。やはり、支給するに当たっては、いかにその正確性、公平性を維持するのかということが、今回の制度改正と申しますか、支払時期を約5カ月程度前倒しするような形について、本来の行政の姿勢として本当にいいのかどうかというのは、若干でございまして疑問に感じているところではございます。ただ、方向性につきましては、文科省等の通達がございまして、方向的にはその方向で検討、研究をしてみたいということではございます。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。やはり全国の市町村の中で、子どもの貧困、格差の拡大という形で、これはもう日本だけではなくて、世界の中で本当に大きな問題になってる、こういう中で、要保護はもちろんのこととして、それに準ずる準要保護のそういう方たちの状況を改善をし、そして、この貧困の連鎖をやっぴり断ち切っていくということからしたら、私は国が本来率先をして進めていくべき施策だというふうに思います。

そういう意味では、市長は地方自治体の長として、限られた財源の中でこれをどのように運用をするかという点については、やはり公正公平、透明性を確保した行政をやっていくたい、これはもう当然のことだというふうに思うんですね。そういう意味でも、国がこうやって要綱を改定して援助費そのものを引き上げていく、倍にしていく、あるいは就学前に新学期、入学に必要な援助費については前倒しで支給していくということに踏み込んだ、踏み切ったということは、私はこれはこれで、この時代の要請だというふうに思います。

私たちは、当然行政として、公正公平、市民に情報を公開し、本当に真っすぐな形で進め

てほしい、そういう要望はあります。やはり疑義あるところについては十分な議論をしてやっていくということは大事なことだというふうに思いますけれども、国も一歩動いてきたと、やはり地方自治体が国を動かしてきた、こういう結果だろうというふうに思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを申し添えて、私の質疑を終わっておきたいと思えます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩を行います。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時40分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第43号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。

それでは、議第43号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,245万8,000円とするものでございます。

事項別明細の歳出からご説明申し上げます。5ページの方をお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金で145万8,000円の追加をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。4ページの方をお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金では、1節現年度分で46万6,000円の追加でございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、1節財政調整交付金で13万1,000円の追加でございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金では、1 節県財政調整交付金で11万6,000円の追加でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、1 節一般会計繰入金で74万5,000円の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件につきまして、現在の事業の進捗状況等について理事者より報告願います。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 それでは、クリーンセンターの建設調査の案件についてでございます。クリーンセンターの方は、新しいクリーンセンターの方は完成して、おおむね順調に稼働しておるわけでございますけれども、古い方の新庄クリーンセンターの解体の進捗状況でございます。口頭でございますけれども、ご報告申し上げます。

3月末には施設の稼働を停止いたしました。村本建設株式会社によりまして解体に係る準備工事に着手をしております。周囲の飛散防止の養生を行い、周囲の環境調査、作業環境調査などを行っており、除染・洗浄を行い、工場棟の機械設備から解体撤去を行うところでございます。煙突部分が囲い込みをしております、使用しておるときよりもかなり大きく見えるわけでございますけれども、煙突部分から取り壊していくというところでございます。11月には全ての撤去の方が終わる見込みでございます。

その後のことでございますけれども、今、お手元に配付させていただいておりますのが、堆肥化施設の建設という形で、剪定枝等の堆肥化ということでございます。この設計につきましては、前年度で済んでおるというところで、現在は建設に携わる業者の選定準備にかかっておるところでございます。選定に関しましては、総合評価落札方式の一般競争入札を予

定しております。

施設の方でございますけれども、配付のチラシの方から、左側の上の部分が敷地の計画という形で、スポーツセンターの東側でございますけれども、クリーンセンターを潰した後ということで、堤防に近いところで施設を建てていきたいという形で、茶色のところに、点々があるところが管理棟でございます、丸いところが、右のページにありますコンポストの部分が丸いところでございます。左のところが、持ち込んだものを置いたりとか、堆肥を置く施設でございます。下の完成予想図でございますけれども、パースとしてこういう形で完成予想図というのができております。とびぬけて高いところがコンポストの上という形が高いところでございまして、ネギの残渣、野菜の残渣、剪定枝でございまして、堆肥化することによって、多少においが出ますというところで、右の端の方には脱臭槽という形で、コンポストの中においでありまして、施設の中においを吸引しまして、脱臭槽を通してにおいを除去しようというものでございます。

右の方でございますけれども、処理機の方はコンポストの構造ということで、コンポストの絵を描いております。上の方から順次入れていったものにつきまして、順次堆肥化しながら、一番下段まで進んでいくという、タンクにつきましては3重の構造になっております。これにつきましては、堆肥化の施設の概要でございます。面積は5,900平方メートルでございます。建物は鉄骨造の671平方メートル、先ほどご説明申し上げましたように、工場棟と管理棟という形になっております。

原材料につきましては、ネギなどの農業残渣、それと剪定枝等で、枝くずを年間700トンという形で見込んでおるものでございます。上の方から剪定くずなり、もともと剪定くずはかなり太い枝も出てきます。それを破砕機で破砕しながら、農業残渣とコンポストに入れていくと、約2週間で下までおりまして、堆肥化して発酵の方が終わるというふうな施設でございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

川村委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 ご説明ありがとうございます。

このコンポストで、先ほど部長から説明ありましたように、懸念されるにおいの問題として、周辺への影響、脱臭槽で処理をするんだ、こういうご説明でございました。

私、ちょっと2点ばかり心配してるのは、1つは周辺への影響、脱臭槽の効果ですね。それがちゃんと性能として、いや少しぐらいは我慢してもらわなあかんのか、いやいやもうこの脱臭槽でちゃんと理解してもらえるのか。地元の説明のときに、やっぱりこのところが重要な、説明する大事なところやと思うんですよ。その性能、効果、その辺のところを再度お聞きしたい。

それから、忍海酪農が、当時やから20年ぐらい前になりますかね。牛ふん堆肥を処理する施設ということで、多分この形から見ると中部エコテックという名古屋の業者さんのコンポ

ストやというふうに、私、当時ちょっといろいろかかわりもあったので記憶しております。そのときの反省点として、非常にコンパクトな場所で堆肥化をする処理機としては、日本でも有数の施設であるということは、私も現場を見させてもらって確認しました。

ところが、処理をした堆肥の品質、要するに堆肥を使う側の人からの意見ですが、この堆肥は非常に周辺にまいたときに住民からの苦情も来るとかいうふうなご意見も頂戴しまして、現に、今もいろいろと散布をして、すぐに、土に混ぜないとにおいが周りの方に影響するよと、そういうふうな懸念材料がありました。

この理由は、ちょっと専門的な話になって悪いですねけども、単にごみの中に入れてかき混ぜたら発酵するものやない。発酵さすために添加物を入れるんですよ、発酵促進さすためにね。その影響やというふうに、私、前に聞かせてもらいました。それを具体的には食用油という、そういうカロリーの高いものを入れられて、その食用油のにおいがどうも異臭として影響あるんだらうと、そういうふうなこともあって、ちょっと一工夫していただいて、その発酵促進に当たっては、その後の堆肥のにおいに影響のないようなものを一工夫していただける必要があるのかな、そういうふうに思います。

それから、先ほど農業残渣と剪定くずを入れると、剪定くずは潰して入れると先ほどの部長の説明がございました。木って割と腐りにくいというふうに伺ってます。この潰し方が不足すると堆肥化しないという話も以前に聞いたことがございますので、この潰す機械がどのぐらいスムーズに堆肥化するかどうか、そこのところが最終的な堆肥の品質に影響するので、そこのところも十分、ネギの残渣をほり込んで、一番いいのは地域循環で、またそれをネギの畑に戻すということが最もふさわしいと思うので、実需者にその辺の堆肥の品質については十分ご理解いただくような堆肥施設にさせていただけたらなというふうに思います。

そこらでご回答をいただけますでしょうか。きょうまでの地域の方、それから関係者の方といろいろとこの辺の視察等も行っていただいている経緯があるかと思うので、その辺の地元との合意形成がちゃんと進んでるのかということをお聞きします。

川村委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。ただいまの増田委員の回答になるかどうかかわからないんですが、私どもの今考えてる案を申し上げます。

まず、脱臭槽の説明なんですけど、今、このコンポストから出た、廃棄したものを、まず水洗スクラバーといいまして、空気中のアンモニアを水で落とすというような機械をまず入れます。その後に脱臭槽、その中でアンモニア以外のおいを落とす、それで、その後なおかつ、専門用語でチャンバーというシステムらしいんですが、それをまた上空の方に吹き上げる等々の、一応今の考えてる脱臭性能というか、システム的な案を考えております。ただし、今、そのにおいがどうなるかというのが、現状まだどれぐらい、脱臭槽にかけるまでの段階でどういうふうなおいがるかというのがわからないので、一応この3段階は考えてますが、それ以外にももちろん、いやいやこれではにおいがるとなれば、またその辺は対処するというのが今の考えであります。

それと、大字説明の中であって、においがおっしゃるように全然しないのかとか、そうい

うふうな中において、例えばにおいのセンサー的なものは設置しないのかとかいうような質問がございました。これにつきましても、今後このシステムを構築する中において、その辺もきちっと精査しながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、先ほどの、私ども以上に知識があった、品質の堆肥、土に混ぜて添加物等々の話も、今後、このシステムを構築する中において、その意見も業者なり、皆さんと検討しながら進めていきたい、そのように思っております。今わかる範囲はこの程度のものを想定しております。それから木の破砕という話なんですけど、今思っとるのが、通常クリーンセンターでは5センチ程度の太さの枝は処理できるんですが、その倍以上の大木というか、幹みたいな枝は1次破砕して、その後2次破砕をして、細かくしていくというような破砕の施設を考えてはおります。具体的には、これからまた進めていく中で、また検討もしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。地元の不安材料を残したままスタートしてしまうと、非常にネギ農家さんも地元のことでもあるので、これが不評といいますか、地域から苦情になってくると、自分とこの仕事が継続できへんようになるんでという、非常に不安感を農家は農家で抱いておられますし、周辺の方は周辺の方で、こんな施設をまた持ってくるのかという不安もございますので、しっかりと地元がきちっとご理解いただけるような施設にさせていただきたい、要望をしっかりと受けていただきたい。センサー等もつけてやっていただきたい。

それから、これ、過去に同じやり方で、先ほど申しあげましたように、忍海酪農の方で事例がございますので、そこの堆肥もいろいろと検証していただいて、現状どんな問題があって、あの堆肥の問題というのをどうしたら解決ができたのか。私はアンモニアを飛ばすだけ、アンモニア臭により異臭だけの問題じゃないというふうに前のときに聞かせてもらったような記憶がございますので、ちょっとあのタイプを見ていただいて、その二の舞と言ったら失礼ですけども、同じような問題が再度起こらないようなご配慮を賜りますようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

白石委員。

白石委員 具体的な計画、当然予算も通っているわけで、計画も進んできているわけでありましてけども、私が危惧していることは、地元、笛堂の方から本当にいろいろな声が聞こえてくるということでもあります。その1つは、ネギの生産者の中から、これは工期の間だけなのかどうかということはあるんですけども、廃棄物の処理業者と契約をして、そして、新クリーンセンターにちゃんと料金を払って処理をするんだと、こういうふうな話が届いてきているわけでありまして、私も笛堂区民のお話を聞かせていただきますと、具体的に皆さんどういものが建つのかということ自身がまだご認識されていない方々が多いんですね。

だから、もう本当に一握りの人たちによって、やっぱりこの計画が進められてきて、もう

今日の状況に来ている、そういう危惧が、私、非常に感じるわけであります。この間、におい等の問題については取り上げてきたことはありますけれども、やはり地元大字の合意が一番大事だということで、改めてお聞きをしますと、そういうことが出てきているということなんです。

もちろん、ここまで来て引き返すというふうなことはできないでしょうけれども、そこはやっぱり地元を皆さんのご理解を得てやるということが大事です。地元の皆さんのご理解、これは100%というのはあり得ません。しかし、一握りの役員だけでこれを決めていくということはあってはならないことだというふうに思いますので、これは行政主導でもいいですから、やはりきちっと計画の中身を、やはり総会なり、臨時総会なりで皆さんにお伝えをいただきたい。こういうものができるんですということやっていただきたいというふうに思います。この点、私の情報が不正確であるかもわかりません。いろいろ問題が出ています。その点について、ここで、公の委員会ですから、言えることと言えないことがあると思えますけれども、言える範囲でご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

川村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 本日見ていただいたこの資料以外に、もう少し詳しいものをプロジェクターで投影をしながら地元の説明会を5月の半ばに行ったわけでございます。これにつきましては、笛堂区長様ともご相談させていただきながら、説明会の日程を大字の中では回覧板という形で堆肥化施設の説明会がありますという形で回していただきまして、夕方、夜でございましたけれども行かさせていただきました。全戸には回覧は済んでおるとような内容でございましたけれども、参加された方につきましては20名足らずという形の出席でございました。その説明会での意見としましては、おおむね施設としては、反対という意見の方はなかなか出ておりませんが、先ほど増田委員が言われましたようなおいの部分という部分について、ちょっと心配をしとるという形での質問が出ておまして、何らかの今後の工夫を求めるとような内容であったように理解しております。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 部長の方からご答弁いただきました。

住民の合意を得られるべく、5月の中旬にプロジェクターを使ってご説明をする機会をつくってきたということでもありますけれども、参加は20名弱ということは20名来てないということですね。これは私が実際に笛堂の村を歩いてお話を聞いた、そういう住民の皆さんのやっぱり気持ちというのは、そんなに歓迎をしていない、不安を感じているということのまさに証左だというふうに思うんですね。何十年、まさに笛堂の皆さんにご理解を得て、あの場にクリーンセンターが建てられて、今日まで運営をしてきた。そして、やっと撤去されて、また新しい施設ができるといったときに、地元の皆さんに歓迎されない。

この施設が悪いと言ってるじゃないんですよ。これは、当然大事な施設なんです。しかし、何よりも地元の皆さんが、100%ありません、本当に八八に、納得をしてやってください、こういうことであるならば、私はこんなことは言わない。ずっと笛堂の皆さんのご理解いた

だいてるんですか、合意形成はどうやっているんですか、準備はどないしてるんですかと言ってきましたけれども、まだそういう声が、本当にふつふつどころか、多く聞こえてくる。今は、ネギの生産者の中からも、これは事実かどうかわかりませんが、やっぱりいろいろな声が上がってくるから、ネギの生産者のためにこれをつくられたというふうに思われたらかなわないから、そうやって廃棄物処理業者に頼んで、新クリーンセンターへ持ち込みますというふうな話が出てくる。

これが事実だったら、私、大変だと思いますよ。私はこういうことはないというふうには思いますけどね。あったとしても、それは供用開始がされるまでの間だという理解をとりあえずはしておきたいと、このように思いますけれども、こういう声があることをぜひ真摯に受けとめていただいて事業を進めていただきたい、このように思います。

以上です。

川村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでございますので、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。お諮りをいたします。

本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

最後に、前回6月16日に開催いたしました厚生文教常任委員会におきまして、行政当局より、議第41号、工事請負契約の締結について、葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計施工業務について説明があり、増田委員からの質疑に対して、後日答弁をするということになっておりました。このことについて、理事者側より答弁をしていただきたいと思います。

和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、去る6月16日開催されました本委員会でご審議いただきました新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴い、設計施工業務に関してご質問いただきました、その空調設備の方式として、ガス、電気、このランニングコストの比較でございますが、本日、新庄小学校を一例といたしまして試算いたしました。参考資料としてお手元にお配りをさせていただいております。

この比較表の算出に当たり、まずその条件でございますが、まず運転期間は1年間作動させたものとして1年間の料金で算定しております。運転時間は1日6時間としております。契約種別は、電気は業務用電力、ガスは業務用ガスでございます。なお、電気、ガスとも通常の保守点検業務を加えております。

それでは、下の表の方でございますが、まず左が、ガス欄の左側の方でございますが、ガス空調の機械を作動させるには若干の電気が必要でございます。この電気料金をまず旧の関西電力との契約時の数値で試算いたしますと、基本料金が34万5,000円、従量料金が24万8,000円、合わせて59万3,000円でございます。また、ガス料金の方でございますが、基本料金2万4,000円、従量料金が127万4,000円、合わせて129万8,000円となります。これに点検費用の56万9,000円を合計いたしまして、旧の電気料金での合計額が246万円ということになります。

次に、右側の電気欄の更に左側、旧電力の方でございます。これが基本料金353万2,000円、従量料金125万2,000円、合わせて478万4,000円となり、点検費用の12万8,000円を加え、旧の電気料金での合計は491万2,000円ということになります。この旧電力での合計額を100の指数とした場合、先ほどのガスの左側の同じ旧電力料金での試算しました合計額の指数は50となるということでございます。

次に、ガスですが、ガス欄の右側の方でございます。現在契約しております新電力Vパワーの新電気料金では、基本料金は11万円、従量料金が24万8,000円でございます。合わせて35万8,000円となり、ガス代並びに点検費用は左側と条件が変わりませんので、合計額は222万5,000円ということになります。

次に、電気欄の右側、新電力の方でございますが、基本料金112万4,000円、従量料金125万2,000円となり、点検費用12万8,000円を加え、合計250万4,000円ということになります。この新電力での合計額を100の指数とした場合、ガスの右側の同じ新電気料金でのガス費用222万5,000円の指数は89になるということになります。現在の新電力での電気料金と比較いたしましても、試算上ガスの方が安いという結果ということでございます。

なお、先日の本委員会でもご説明申し上げましたとおり、本工事の入札に当たっては、電気、ガスとも近年の規制緩和により今後のコストの比較が不透明であることから、電気、ガス、どちらでも可能として、導入に当たっては、イニシャルコストに重点を置き、ランニングコストについても、適正な性能を検討しながら、それが十分に図られるよう総合的に判断するものとして応札の方をしていただきました。そのようなことから、この資料は、現時点での想定される電気、ガスのランニングコストの比較参考資料としてご理解いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

川村委員長 ただいま報告を願いました件について、何かご質問ございませんでしょうか。ただし、本件は前回の厚生文教常任委員会で審査していただいておりますので、質問は確認事項程度にとどめていただきますようお願いいたします。

増田委員。

増田委員 ありがとうございます。非常にわかりやすい資料をいただいて、これで今回の入札による今後の設計なり施工に関する、この手法が正しかったという判断を委員会としてはできるのかなというふうに思いました。

今、改めて、私、ああなるほどと確認できたのは、こういう比較も含めて、入札業者には

電気、ガス、どちらかのご提案、札入れをしてくださいねと言うた結果、業者はこういうものの試算はあらかじめやった結果、ガスで、これでいかがですかという札入れをしていただいたということ、そういう理解でいいんですかね。

ただ、これは直近の、直近といいますか、去年と今年、新電力と旧電力、そういう比較なので、市長がおっしゃられたように、5年後、10年度の比較は不透明であるが、当面このぐらいの、100対90ぐらいのコスト差になると、こういうふうな理解をさせていただきました。どうもありがとうございます。

川村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、平成29年6月の本委員会に付託されました全ての議案の審査をしていただきましたところ、皆様には本当に熱いご議論をいろいろいただきましてありがとうございます。こうしていただいた意見につきまして、また理事者の方もこれからの事業の執行に当たりまして、また参考にしていただきたいというふうに願うところでございます。本日は本当に、大変時間、ちょっと思ってたよりかかりましたけれども、ありがとうございます。

以上で厚生文教常任委員会を終了いたします。

閉 会 午後0時17分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

川村 優子